

箱根町鳥獣被害防止柵購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣被害対策の推進及び被害の軽減を図ることで鳥獣被害を防止し、町民生活の安全確保に資するため、鳥獣被害防止柵を設置する者に対し、購入に要した費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象費用)

第2条 補助金の交付対象費用は、次に掲げる鳥獣被害防止柵（以下「防止柵」という。）の購入費とする。

- (1) 電気柵（ポール、電線、バッテリー等を含む。）
- (2) トタン等板による柵（杭等を含む。）
- (3) 網及び金網柵（杭等を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前3号と同等の効果が得られると町長が認めたもの

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内に住居若しくは利用している敷地を有している者（以下「町民等」という。）、自治会又は町内に事業所を有する事業者（以下「事業者」という。）であって、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 設置した防止柵を適正に維持できること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (4) 事業者にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員でないこと。
- (5) 同一年度内にこの要綱により補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第4条 補助金額は、次表のとおりとする。

交付対象者	補助金額
町民等	交付対象費用の2分の1の額とし、2万円を上限とする。
自治会	交付対象費用の3分の2の額とし、3万円を上限とする。
事業者	交付対象費用の3分の1の額とし、2万円を上限とする。

2 前項の規定により算出された額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箱根町鳥獣被害防止柵購入費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）及び事業者にあつては、役員等氏名一覧表（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 防止柵を設置した場所の位置図
- (2) 防止柵を設置した場所の写真
- (3) 補助金の交付対象費用の明細が記載された領収書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、前項第3号の領収書が発行された日から6箇月以内とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、内容を審査して、その適否を決定し、箱根町鳥獣被害防止柵購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、箱根町鳥獣被害防止柵購入費補助金交付請求書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、箱根町鳥獣被害防止柵購入費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が

交付されているときは、期間を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前になされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。